

平成28年第1回組合議会（臨時会）が、2月16日に開催されました。

議案については、専決処分2件、条例改正1件、補正予算1件の計4件の議案が提出され、原案のとおり承認、可決されました。

番号	件名【議決等の結果】
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて
	東部クリーンセンターにおいて、当組合職員がごみ投入口のダンピングボックスを上昇させたところ、相手方車両に接触し損傷させたもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第3項の規定により報告するもの。
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて
	改正行政不服審査法の平成28年4月の本施行に合わせ、審査請求された場合に、第三者機関に諮問して意見を求められることが義務付けられたため、宮城県の設置する第三者機関に事務委託することとして県と協議を行うもの。
議案第3号	大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	昨年8月6日、人事院は国家公務員の給与改定について勧告を行い、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が本年1月26日に公布されたことから、当組合でも、情勢適応、均衡の原則の観点から人事院勧告を基本として、組合の現状及び構成市町の状況等を鑑み、所用の改正を行うもの。
議案第4号	平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算について
	給与に関する条例等の一部改正に伴う職員人件費の増額、職員の退職や人事異動及び標準報酬制移行に係る共済費等の減額などについて補正し、歳入歳出ともに3,481万6千円を減額し、予算総額を70億4,659万4千円とするもの。